



毎月一回一日発行
 昭和40年2月20日
 第三種郵便物認可

11-2004

時代に対応した犯罪対策が急務 日本の警察が抱える諸問題

水谷 亨

(共同通信社社会部長)



最近、日本の警察がおかしくなっているのではないかと話をよく耳にする。その典型が警察庁長官銃撃事件だ。警視庁が元信者ら四人を逮捕したが、全員不起訴となった。見込み捜査だったのか、逮捕権の乱用との声も聞かれた。

目立つ捜査力低下

銃撃事件が起きたのは一九九五年三月。日本の警察がオウム真理教に全面戦争を仕掛け、警視庁がオウム真理教の本拠地に強制捜査に入ったその一週間後。当時、警察庁長官だった国松(孝次)さんが朝、自宅を出てきたところを撃たれた。

捜査はなかなか進まなかったが、九六年秋になって、警視庁の巡査長が長官を撃つたと供述しているという匿名の投書がマスコミ何社かにあり、

共同通信が裏を取って十月末に記事を流した。巡査長はその年の五月に「自分が撃つた」と供述しながら、警視庁は警察庁に捜査経過も報告せず抱え込んでいた。そこに問題があった。捜査を指揮していた警視庁の公安部長は更迭され、警視総監が引責辞職した。巡査長は供述の信用性に重大な疑問があると、結局、立件が見送られた。

事件はそのままやむやみになったように見えたが、水面下で動いていた。今年七月、警視庁が元巡査長を含めた四人を逮捕した。九六年の時には自分が撃つたと言っていた元巡査長は、今度は自分のコートを実行犯とみられる人物に貸したと供述。これを基に事件を組み立てて警視庁は勝負を賭けた。だが、元巡査長はやっぱり自分が撃つた

とまた証言を翻した。これだけ核心の供述が変わると立件はできない。マインドコントロールが解けてなかったのか、捜査員の捜査力が不足していたのか。もともと事件にできる見込みはなかったのに、事件の構図さえ描ければいい、起訴できなくてもいい、そんなつもりで捜査したのではないかとの疑念が生じた。警視庁ですら、こんなおかしなことが起きる。

かつて日本の治安は世界一安全と言われ、高い検挙率を誇ってきた。だが、それが大きく変わってきている。内閣府の治安に関する世論調査では、十年間で日本の治安が悪くなったと思う人が八六・六%もいた。犯罪の形態も変わってきている。路上でひったくりや強盗に遭うといった国民が肌で怖いと感ずる犯罪が増えていく。その一方でこれまでなかったようなテロだとか、新たな恐怖も増大している。グリコ・森永脅迫事件や東京世田谷の一家四人殺しなど、関心の高い重要事件はほとんど解決していない。

ほころぶシステム

今年警察法施行から五十年という節目だが、日本の戦後にできた各種のシステムをみると、成熟期を過ぎ、今は疲弊の時代に入ってきているのではないか。治安維持のシステムも同じだと思ふ。昭和二十年代は新しい刑事訴訟法ができて刑事警察の基礎ができた。三十年代に入ると車が登場し、犯罪が広がりを見せ始めた。四十年代は社会構造の変化による公害、ハイジャック事件な

ど、新しい形態の犯罪が出てきた。五十年代はいじめ元年と言われるように少年非行が戦後最悪となる。その一方で社会の成熟化がピークに達し、クレジット詐欺など消費社会を背景にした犯罪が登場。六十年代に入ると、バブル経済の崩壊を受けて犯罪がボーダレス化し、外国の犯罪組織が目立ってきた。平成に入ると、コンピューター犯罪が新しく加わる。不況はひどくなつてリストラ、経済基盤の崩壊からくる犯罪も増えてきた。

内からの危機

こうした外からの危機に対し、平成に入ってから警察は組織内部で三つの危機を迎えた。その一つが先ほど話した九五年の警察庁長官銃撃事件。二十八万人の巨大組織のトップがテロに倒れ、組織がたつき、幹部には動揺が見えた。精神的な危機だった。二つ目は九九年の神奈川県警の集団暴行事件と覚せい剤隠蔽事件という二つの不祥事に端を発した一連の不祥事。新潟では事件のさなかに管区局長らが月見酒パーティーしていたことが発覚した。一般の警察官の不祥事とは違い、一線を指揮するキャリアと呼ばれる幹部連中が、自らの行為で責任を問われた。これをきっかけに警察刷新会議がつけられて、どういふ人間を幹部にすべきかを警察が本格的に考え始めた。

三つ目が北海道警に端を発した裏金問題。警察の協力者に支払う金、いわゆる捜査報酬費の実態は「捜査上の秘密」を盾に一切表に出てくることはなかった。ところが北海道で方面本部長まで経

験した人が、報奨費の流用、組織的な裏金づくりを認めた。北海道警にとどまらず静岡、福岡、京都、愛媛の府県警にも不正経理問題は広がった。道警などは不正支出した金の返還を決めた。だが、どうやって返すのか、OBを含めた返還なのか。返還だけではすまず、刑事事件に発展する可能性も残っている。

高まる犯罪への不安

一方、犯罪情勢の変化を見ると、二〇〇三年に発生した刑法犯の犯罪は〇二年の二百八十五万件から減つて二百七十九万件。今年六月までの上半期も前年に比べると減つていて、発生には歯止めが掛かりつつある。昭和は年間で百四十万件ぐらいたつたから、減つたとはいえ発生はまだ相当な水準にある。

犯罪が起きても容疑者を捕まえないのが、検挙、逮捕は発生に追いついていない。だから検挙率は下がる。近年の検挙率は過去最低水準と言つても言い過ぎではない。〇一年が一九・八%で過去最低、〇二年が二〇・八%、昨年が二二・二%、昭和期は六〇%前後で推移しているから、かなりの落ち込みだ。こういう数字が出てくると、自分も犯罪に遭うかもしれないという不安を国民が抱き始める。

ここ数年間の治安悪化の要因は一つが少年、一つが不法滞在外国人、もう一つが組織犯罪と言われる。中でも凶悪化が目立つのが少年事件だ。昨年は長崎で十二歳の中学一年生がビルの上から幼

児を突き落とす、今年は小学校六年生の女児が学校内で同級生の首を切つて死亡させるという、凶悪化というには、いたたまれない事件が出てきた。これは警察だけでは解決しない問題だ。少年法を改正してもっと厳しくした方がいいのではないか、警察の調査権を認めさせるべきであるとか、いろいろ出ているが、学校、家庭の場できちんとした教育をしていかないと解決できない。

深刻化する負の国際化

かつてはプロの犯罪者といえれば日本の場合は暴力団だった。今でも風俗犯罪、ヤミ金融、薬物・銃器、「おれおれ詐欺」など、暴力団が関与しているが、ちなみにおれおれ詐欺は昨年一年間で全国で六千五百件、被害額は四十三億円にも上っているそうだから、相当もうかる犯罪だ。最近では外国人犯罪もプロ化が進んでいる。

何年前かはピッキングという侵入の手口がはやった。だが対策ができ上がると、今度はドアに穴を開けたりして、外から開けるサムターン回しという手口の開錠方法が目立ち始めた。こういった犯罪は見張り役、実行役、下見をする人物、盗んだものを処分する人物と、役割が決まった集団で行動している。だから末端を捕まえてもすぐ代わりが入ってくる。組織の上の方をつぶさないと壊滅できない。

九九年の『警察白書』は「国境を越える犯罪との戦い」をテーマにした。警察が初めて犯罪のグローバル化にどう対応すべきか、「ヒト、モノ、

カネ」の移動の分析を始めたが、国際化の負の部分とも言える不法滞在外国人はもつと前から国内に入り、ひそかに社会に根付いていた。

○三年に米日外国人が犯罪で検挙されたのは二万人、過去十年で二倍に増えている。そのほとんどが不法滞在だ。外国人犯罪で非常に気になるのは、今まで日本人がしなかったような発想の犯罪をする点だ。福岡の一家四人殺しでは、わずか四万円のために家族四人を殺して海に捨てた。日本人だったら四万円のためにそこまですることはなかったろう。怖いのはそういう発想が日本人の中にも広まりつつあることだ。

警察力回復のカギ

なぜ警察の力が落ちてしまったのか、原因はたくさんあるが、一つには一線の警察官の業務負担が深刻な状態にあることだ。例えばストーカー事件とか、ドメスティックバイオレンスといったような、今まで民事不介入ということで警察があまり関知してこなかったことに、より積極的にかかわるように求められてきている。そういうことでの相談業務の増加が相当な数に上っている。日本の役所で二十四時間、土日もやっているのは警察ぐらいしかない。

埼玉県桶川市のストーカー事件に見られるように、警察が市民から受けた相談をまともに取り上げなかったため悲惨な結果に終わった事件が幾つかあり、そのたびごとに警察は市民の言葉をきちんと聞くべきだと言われ続けている。それを全部

やっていたのでは警察業務そのものが止まってしまう。単に人を増やせば解決する問題でもない。空き交番の問題もそうだが、別の形で一線の業務負担が減るような方策を国、行政は考えていかなければいけないのではないか。

今、一番犯罪に使われている道具はプリペイド携帯電話と売買された架空名義の口座だ。最近、おれおれ詐欺で、金の振り込み先に使われているのは架空名義の口座だ。本来ならそんな口座ができるわけがないが、名前を貸して口座を作って、それをインターネット上で売買する。プリペイド携帯も本来なら身元を示すものが必要だが、ネット上では何もなくても買える。インターネットの匿名社会に対応した警察の捜査システム、時代に則したシステムの導入を考えないといけない。

割れ窓理論を生かせ

こんな時代だが、かつてのように高い検挙率を誇る社会は必ず取り戻せると思う。早急にやらなければいけないことは一線警察官の捜査力の強化、質の向上だろう。今、研修制度がいろいろなところで取り入れられているが、単にカリキュラムを充実させるだけでは駄目だ。いろいろな経験を重ねてそれなりの知識、気力、判断力がある「腕のいい」現場指揮官を育て、そこを中心にした組織をつくらないといけないのではないかと。

犯罪が起きたら早急にキャッチするシステムを構築することも大切だ。これだけスピード化の時代になると、犯罪を起こして五分後には国外にい

るという極端なケースもあるように、犯罪が起きた、それを認知したらできるだけ早く警察が現場に行けるようにしないとイケない。もちろん、日本人の意識も変えないといけない。

電車の中で女性が酔っ払いに絡まれている、これを注意した人が暴行を受けた。それを同じ車両にいる人が見て見ぬふりをしている。暴行を働いた人間が次の駅で下りてしまえば捕まえるのは大変だ。とにかく犯罪を早めにキャッチできるシステムを作ることが大事だ。新宿の歌舞伎町には防犯カメラが相当数入っていて、事件の解決に役立っている。各地でもカメラを導入する動きが出ている。プライバシーの問題もあるし、知らないところで撮られているのは心情的に気持ちのいいことではないが、そのエリアにいる人の、自分は撮られてもいいという了解が得られれば非常に効果のあるシステムではある。

犯罪の芽を早めに摘み取ることも重要だ。前ニューヨーク市長のジュリアーニ氏は「割れ窓理論」を実践して犯罪減らしに成果を上げた。建物の窓が割れていると、そこから人が入り込んで悪さをやる。だから割れた窓を見つけたらすぐ直すことが犯罪抑制につながるといふものだ。日本も地域社会でこうした運動をしていかないと犯罪は減らない。警察ばかりに頼ってはいけない時代なのだ。

(本稿は九月二十九日、同盟クラブで行われた講演から一部を要約した)

紙の新聞はなくなるか？

IT時代における近未来の新聞経営

権田 萬治
(専修大学教授)

新聞がなくなるといふ予測

青木日照、湯川鶴章共著の『ネットは新聞を殺すのか』(NTT出版)という本が出た。

その第三章は「紙の新聞はなくなるか」という題で、マイクロソフト社のディック・ブラス副社長が「ニューヨーク・タイムズは二〇一八年を最後に紙の新聞の発行をやめるだろう」と予測していることを紹介。これに対してニューヨーク・タイムズ社のアーサー・サルツバガー社長が、「二十一世紀にも米国民が最も存在してほしいと答えたのは新聞である」と反論したが、同時に、「紙もしくは別の一つの媒体にすべての資産を賭けるつもりはない」と述べ、「ナレッジエコノミー(知識経済)」と呼ぶ最先端の層の消費者や企業に対する有力コンテンツプロバイダーになりたいと考えている」と主張している。

インターネットの台頭とiモードによる携帯電話との連携、ブロードバンドの浸透などによって、いわゆる電子新聞が関心を集め、伝統的な紙の新聞に代わってデジタル化したホームページ形式の電子新聞が支配的になるのではないかという

見方が次第に強まっている。
では、日本ではどうであろうか？

部数の頭打ちとセット割れの深刻化

まず、日本の新聞が直面している経営的な問題から見ていこう。

日本の新聞経営でこれから最も重大なのは、総発行部数の頭打ちないし微減の傾向、セット割れの深刻化、広告収入の低迷である。

総発行部数は、二〇〇〇年以降二〇〇三年まで四年連続で下落している。一九九九年に五千三百七十五万七千二百八十一部だったものが、四年後の二〇〇三年には五千二百八十七万四千九百五十九部と約八十八万部減少している。

また、日本特有の朝夕刊セット制も、セット部数が一九九四年以降十年連続で減り、九三年に千九百六十九万九千八百六十部だったセット紙の部数が〇三年には千七百四十六万四千九百二十八部へと、実に約二百十四万部の大幅減となっている。

このことは夕刊の販売収入だけでなく、夕刊の広告収入が大幅に減少していることを意味するわけ、新聞経営上大きな問題である。

こういう総部数の頭打ちもしくは微減、夕刊部数の大幅な減少は、若年層を中心とする新聞離れなどによって国際的に見られる現象でもあるが、日本の新聞の場合、深夜二時ころまでニュースを入れられる朝刊に比べ、午後一時半ころまでしかニュースを入れられない夕刊では、新聞を手にする読者にとって紙面の鮮度が大幅に違うという問題もある。朝刊には寝ている時に起きたニュースが載っているのに、午後起きた事件などは夕刊に全く掲載されないのだから、テレビやラジオ、そしてインターネットの速報性には全く太刀打ちできないのは明らかである。

唯一の救いは、そういう否定的な現象の中で朝刊だけをとってみれば、九三年の三千七十八万六千六百六十九部から〇三年には三千三百七十八万一千二百六十部に増加していることだが、これは総販売部数の低下傾向を考えれば、セット割れの結果の反映で必ずしも明るい傾向とは言えないのである。

増える休廃刊と夕刊廃止

こういう状況の中で起こっているのは、まず、第一に大都市ないし首都圏周辺の小規模紙の休廃刊であり、第二に、夕刊を廃止する社の漸増で、この傾向は今後も深まるだろう。

紙幅の関係で、詳細は省略するが、平成になってからの主な休廃刊紙を見ると、関西新聞、東京タイムズ、新大阪新聞、北海タイムズ、石巻新

聞、大阪新聞、秋田さきがけスポーツ、鹿児島新聞などである。

夕刊を廃止した社は愛媛新聞、長崎新聞、福島民友、福島民報、産経（東京）などが、特に二〇〇二年三月末の産経（東京）の夕刊廃止は大部数のブロック紙では初めての動きで衝撃的だった。

こういう部数の変動と続く平成不況の中で新聞広告も当然のことながら低迷が続いている。一九九三年以降、年によって若干の上下はあるが、媒体別広告費の中で新聞広告のシェアはテレビ広告に食われる形で、二一・六%から一八・五%へと低下している。

これらの動向からも明らかのように新聞産業は縮小再生産の時代に入り、今後さらに規模の大小を問わず弱い新聞の休廃刊、あるいは吸収合併を通じて独占化、寡占化が一層進行することが予想される。

新聞経営者は楽観的過ぎないか

日本の新聞産業の経営の近未来予測については、これまで新聞協会研究所が行ったものが二つある。

「二〇〇〇年の新聞 新聞メディアの中・長期ビジョン総合研究報告書」（一九八九年六月）と「デジタル情報時代の新聞の挑戦 ジャーナリズムは生き残れるか」（一九九八年二月）である。前者は報告書をまとめた時点の十一年後、後者は七年後の二〇〇五年くらいを想定、近未来の問題

点の分析と新聞社幹部の予測アンケートの結果を掲載している。報告書には現在なお有益な指摘もあるが、アンケートに答えた新聞経営の責任者、

幹部の比較的楽観的な視点と報告書の問題意識との間の落差があまりに大きすぎるように思われる。それぞれの社で二〇〇五年くらいの時点で「新聞経営が全般的に厳しくなっていると思いますか」という問いに対しては、確かに三九・八%が「そう思う」と答えている。状況の厳しさはある程度新聞社の幹部に認識されているのである。しかし、例えば「メディア多様化の中で、新聞の購読料は一般に高いと受け取られるようになっていないと思いますか」という問いに対して「そう思う」が一四・四%、「まあそう思う」が二〇・八%に対して、「あまりそうは思わない」三〇・〇%、「そうは思わない」が一八・八%で購読料を現代の読者が安いと思っていると考える新聞幹部の方が多し。だが、果たしてそうだろうか。

確かに毎日朝晩、自宅に配達してくれることを思えば安いとも言えるのだが、夕刊は今や読者にとってあまり読む意味がないものになっている。それがセット割れの深刻化ということにつながっているのではないだろうか。

携帯電話やブロードバンドの利用料がどんどん値下げされる中で、景気が悪くなったら購読料値上げという安直な発想はもう許されない。

新聞購読料をどのように設定するか、は報告書本文でも指摘されているように今後、新聞経営の

面で大きな問題になるように思われる。

転機に立つ新聞の経営戦略

「新聞の挑戦」という報告書の経営幹部アンケートによると、二〇〇五年ごろの新聞の選択するメディア戦略という問いには、新聞紙単体七・七%、新聞本紙+新聞紙スタイルの別媒体九・八%、新聞本紙+電子・電波媒体三三・五%、新聞本紙+新聞紙スタイルの別媒体+電子・電波媒体四四・〇%、その他三・九%となっており、おおむね現在の日本の新聞産業の状況に近い経営形態が予測されている。この点について報告書は、次のように指摘している。

「二〇一五年ごろともなると、新聞社は紙、その他の実に多様な『新聞』を社会に提供、その売り上げは、新聞『紙』五〇〜七〇%、紙でない『新聞』三〇〜五〇%、というような構成状況になっている社も出てくるのではないだろうか。二〇〇五年ごろは、そのような状況に向かうスタート地点に、各新聞社が実態的によりやく立つか立たないか、といったところに位置すると考えられる」

また、この時期が今後の新聞経営の成否を占う重大な岐路であるとも述べている。

これらの点については全く同感だが、二〇〇五年以降の経営戦略については、(A)新聞中軸路線保守型(B)多メディア路線追求型(C)娯楽産業追求型——の三つの方向があり得るとするだ

けで、具体像は必ずしも明らかでない。

今後10年の新聞経営戦略を考える

以下は全くの私見だし、経営規模やセット率の違いなどによって当てはまらないことも多いと思うが、今後十年間という期限を切って近未来の新聞経営の方向を考えてみたい。

まず、第一に少なくとも今後十年間という期間で見た場合、日本では朝刊を中心に紙の新聞はなくなると私は予想する。ただし、発行形態はセット制が崩壊し、セット制はなくなるか、現在の形とは大きく異なるものに変化するだろう。

日本の場合、新聞産業の収入基盤が平均で、販売収入の五二・六％に対して、広告収入は三三・三％であり、欧米のように広告収入が販売収入を大幅に上回る構造になっていない。

また、広告も米国のような案内広告主軸ではない。全国紙、地方紙とも欧米に比べ、一社当たりの部数が非常に多いのが特徴である。戸別宅配率も九三・九％と世界最高の水準を保っている。問題となった再販制度も今後十年くらい存続するとすれば、部数の頭打ち、低落傾向の中でも、少なくとも朝刊の部数は、電子新聞化の中でも紙の新聞としてかなりの期間生き残るといのが私の考えである。また、そうでないと広告収入を安定的に維持できない構造になっていると思う。

問題はセット制の崩壊過程の中で、夕刊が担っていた役割をどのように新聞経営が新しいメデイ

アに吸収できるかという点ではないだろうか。

私は一つの考えとして現在の夕刊が次第に部数を減らしていく過程と並行して、新しい視点に立った電子夕刊を発行すべきではないかと考える。

新聞協会メデイア開発委員会の「二〇〇四年新聞・通信社の電子・電波メデイア現況調査」によれば、既に新聞・通信社は、ホームページ形式の電子新聞をはじめPDAや携帯電話向けのニュース配信、メール送信サービス、データベースなど数多くの電子的な情報提供を行っている。

しかし、私の言う電子夕刊は新聞社のこれまでの電子新聞とは全く別の斬新な発想に立つものを用意する。セット紙読者に紙の夕刊とどちらかを選ばせたり、遠からず紙の夕刊が廃止された場合の代替メデイアとするという考えである。

世界新聞協会の二〇〇二年の総会で、世界では四二％、北米では六五％の新聞社がインターネット事業で損益分岐点か、それを超えて黒字になっているという楽観的な調査結果が報告された。が、橋本直の「米新聞社のインターネット事業」によると、実態は極めて厳しいものようである。

実際、特に広告ではなくコンテンツによって料金を取る方式は極めて難しいというのが常識である。それでも最近では米国でも有料化の可能性が言われるようになった。

日本の新聞は長い間、朝夕刊セットという形で購入料を取っていたわけで、もし電子夕刊が魅力的なコンテンツによってネット利用度の高い読者

を紙の夕刊に代わって有料で吸収できれば、セット割れ防止にも役立つ可能性もあるかもしれない。

この場合、重要なのはこれまでの新聞の夕刊という固定観念を捨てて、全く新しい編集姿勢が必要だということである。ハーバード大学のクラーク・ギルバート教授は、新聞社のサイトを分析した結果、新聞社が本業の一部として作っているものより、本業から独立した部署の制作したサイトの方が月間アクセス数が平均四百万[※]も多かったと指摘している(前掲『ネットは新聞を殺すのか』)。この電子夕刊ではデータベースも利用できるようにし、必要に応じて読者のニーズに合わせた数多くの付加的な専門情報のメニューも用意するのも必要かもしれない。

いずれにしても、ブロードバンド化が進行し、動画や音声まで取り込める時代が来れば、取材のやり方からレイアウト、またコンテンツ、電子広告の方法も一新しなければ意味がない。

インターネットや携帯電話の普及に伴って若者を中心にニュースは短く断片的な情報でよく、ニュースの位置付けにも必要を感じないような人々が多くなってきた。

その意味でマスメディアの存在意義を伝えるNIE活動(「教育に新聞を」)はますます重要になってくると思う。

この十年間にどのような革新的な経営理念で電子メデイアに取り組むかがそれぞれの社の勝敗を分けるとも言えるだろう。



3大グループで98・2%

新聞の集中化進むオランダ

世界のメディア関係ニュースをウェブ上で提供しているヨーロッパ・ジャーナリズムセンターが、世界で最も新聞の集中化が進んでいるのはオランダで、三大新聞グループの発行部数シェアが九八・二%に達すると報じた。

ニュースの出所は、オランダ政府の委嘱を受けた「オランダ・メディア監査機構」がヨーロッパ十カ国のメディア集中状況を調査し、今年の五月に公表した報告書であった。調査の対象とされたのはオランダ、ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、スイス、スペイン、スウェーデン、イギリス、ルクセンブルクの各国である。

そこで報告書を見ると、集中度を全国紙分野と地方紙分野に分けて分析しており、オランダの九八・二%は全国紙分野におけるシェアの数字で以下、第二位のドイツ七二・四%、第三位のイギリス七〇・六%、第四位のフランス七〇・〇%、第五位のイタリア四四・八%となっている。

しかし、これらの数字では地方紙も含めた全日刊紙に対する集中度は不明のため、報告書のデータに世界新聞協会(WAN)年鑑の数字を補って、全日刊紙に対する三大新聞グループのシェア

を算出した。その結果は以下ようになった。

(第一位) ルクセンブルク九六・五%

日刊新聞はドイツ語四、フランス語二、ルクセンブルク語一の計七紙が発行されており、最大のドイツ語新聞「ルクセンブルガー・ヴォルト」が五七・八%を占める。

(第二位) オランダ九〇・〇%

三大グループの集中度は依然として高く、最大の日刊紙「テレグラフ」のグループと第二位の高級紙「フォルクスクラント」などを支配するPCMグループが、ともに三〇%強に達する。

(第三位) ベルギー・フランス語地域九二・三%

二つの言語圏のうちフランス語地域の方が集中度が高く、最大のグループもフランス語圏のロツセル・グループで四七・二%のシェアを持つ。

(第四位) スペイン四七・三%

特に突出したグループはなく、「ABC」を主軸とするグループ・ヴォセント一九・八%と、最大の日刊紙「パイス」を中心とするグループ・プリサー一六・七%が一、二位を占める。

(第五位) イギリス四七・一%

最大のグループは世界的メディア王ルパート・マードックが支配するニューズ・コーポレーションで、三二・三%のシェアを保持する。

(第六位) スウェーデン四五・五%

最大のグループは代表的高級紙「ダゲンス・ニユヘター」と大衆紙「エクスプレッセン」など六

紙を擁するポニエル・グループで、二四%のシェアを占める。

(第七位) フランス四四・〇%

最大のシェアを占めるのは、故ロベール・エルサンが築き上げた「フィガロ」を旗艦とするソクプレス・グループと、「パリジャン」を中心とするアモーリ・グループとともに一五%ずつ。

(第八位) スイス三一・九%

ドイツ、フランス、イタリア、ロマンシュの四言語で構成されるスイスでは、百紙弱の日刊紙に対し、今やスイス最大の部数に達した国際的日刊フリーペーパー「20ミニューテン」を中心とするドイツ語圏のシプステッド・TAMメディア・グループが、第一位の一・九%を占める。

(第九位) ドイツ二七・九%

三百七十紙余の日刊新聞を有するドイツでは、ヨーロッパ最大の大衆紙「ビルト」を擁するシュプリンガー・グループが最大のシェア一九・九%を占める。ドイツの専門誌はシュプリンガーのシェアを、この数字より高い二一・七%としている。

(第十位) イタリア二〇・〇%

二百余の日刊紙の中で代表的高級紙「コリエレ・デラ・セラ」を擁するRCSメディア・グループが一・九・二%で、最大のシェアを持つ。

新聞の集中化はヨーロッパ各国に共通するとしても、そのレベルは国によりさまざまである。

(広瀬 英彦 東洋大学名誉教授)

「情報通信」でねじれる米欧関係

通信傍受、個人情報流出で目立つ亀裂

橋本 晃

(北海道大学助教授)

統合過程の進む欧州で今、情報通信の分野での協力・交渉・対立の三層にねじれた米国との複雑な関係が浮上してきている。すなわち、テロ捜査の分野での欧州連合（EU）閣僚理事会中心の対米協力、米国主導の衛星情報通信傍受網エシユロンに反発を強める欧州議会、そして欧州委員会のイニシアチブによる個人情報保護の米国への流出に対する保護の三つの相反する動きである。本稿では、9・11米同時多発テロ、さらに今年三月のマドリード同時列車爆破テロを境に急ピッチで動き出したEUのテロ捜査強化策を中心に、情報通信をめぐる米欧の「三つ巴」関係の現状を探る。

欧州へのテロ飛び火を境に

国際テロ活動の捜査協力はもともと、EUとして対米協調、情報交換が最も進んでいた分野だ。ニューヨークのツインタワーや首都郊外のペンタゴンに乗っ取られた旅客機が突っ込んでいった同時テロで、それまでの無関心または薄い関心から一気にイスラム過激派狩りの長いたたかひに突入していった米国と異なり、欧州では一九九六年十二月のパリ・ポールロワイヤル駅爆弾テロ事件はじめイスラム過激派のテロは頻発していたし、北

アイルランド問題をめぐるアイルランド共和軍（IRA）、スペイン・フランス両国にまたがるバスク地方の独立を求めるバスク祖国と自由（ETA）など過激な地域主義のテロも三十余年にわたって経験していた。アルカイダの台頭以前からテロ封じ込めは欧州主要各国の懸案事項の一つであり、米連邦捜査局（FBI）などからの捜査協力要請に、EU閣僚理事会レベルでは積極的に応えてきていた。

9・11テロはそうしたテロ捜査めぐる米欧協力の深まりに一段と弾みをつけた。発生の翌日直ちに、EUは外相会議を招集し、テロに共同してたたかうことを表明。さらに、十日後にはブリュッセルで特別首脳会議を開き、テロ対策に関する「結論および行動計画」文書を採択した。

しかし、この時点でもまだ、EU各加盟国は一枚岩の団結を見せていたわけではなかった。「人道的、政治的に米国と連帯するが、主権と自由を奪うものではない」とフランスが軍事作戦からは距離を置く姿勢を見せれば、ドイツも「テロとはたたかう」とだけ発表し、やはり軍事行動には消極的だった。こうした大陸欧州各国と、「テロと

の長いたたかひ」を始めた米国との関係だが、同時多発テロに対する報復としてたたかわれた米英によるアフガニスタン攻撃では隔たりが顕在化するとはあまりなかったが、戦争の大義そのものに疑義が差し挟まれたイラク戦争では、仏独など「古い欧州」（ラムズフェルド米国防長官）と米英との亀裂があらわになった。

テロ対策での対米協力が本格化しなかった背景には、EU自体が抱える内部事情もあった。従来の協力関係はあくまでも各国政府レベルのそれが中心であり、必ずしも主権の一部を委譲したEUとしての組織的な協力ではなかった。閣僚理事会は文字通りEU加盟各国政府の閣僚らで構成される機構であり、司法・内政領域は政府間交渉（IGC）の主議題であり続けてきた。マーストリヒト条約（九二年調印、九三年発効）で「経済・通貨同盟の設立」「共通外交・安全保障政策の実施」と並んで「司法・内政領域での協力」がEUの三本柱の一つにうたわれ、アムステルダム条約（九九年発効）では同領域の主要分野の権限がEUに移されたにもかかわらず、鳴り物入りで発足したユーロポール（欧州警察機構）の活動も国境を越える重大犯罪のデータ収集レベルにとどまっていた。

流れを本当に変えたのは、今年三月十一日、マドリード中心部の三駅で発生、約二百人の犠牲者を出した同時列車爆破テロ事件だ。当初、ETAの犯行と決め付けた国民党政府の喧伝に反して、

アルカイダが行ったものであることが犯行声明などから明らかになると、折しも間近に迫っていた総選挙で同党は敗北、社会労働党が政権に返り咲くほどの衝撃をスペイン国内に与えた。欧州全体に与えた衝撃も強く、EUは同二十五、二十六の両日、ブリュッセルで首脳会議を開き、テロ対策強化策について本腰を入れて協議した。

EU憲法でテロ対策規定

ブリュッセルEU首脳会議は、テロの被害にあった加盟国に軍の投入も排除せず「あらゆる支援」を行うとして、「テロとのたたかいかいに関する宣言」を採択した。具体的には、米同時多発テロを受けて合意しつつもテロ情報の共有・管理をめぐるEU内の大国と小国の対立、加盟国の批准手続きなどで実現が遅れていた各国横断の共同捜査チーム設立、EU共通逮捕状の発行、テロ対策官ポスト新設などの施策を六月までに実行に移すことと合意。宣言はさらに、電話・インターネットの通話・通信記録のテロ対策への活用、ユーロポールやテロ対策官のイニシアチブによるテロ情報の加盟国間での共有などもうたった。

六月十七、十八の両日、ブリュッセルで開かれたEU首脳会議では、中東欧諸国の加盟で二十五カ国に拡大したEUの基本法となる、「大統領」「外相」の新設なども盛り込んだ欧州憲法に最終合意。欧州憲法には、加盟国がテロ攻撃などを受けた場合の連帯・対処、加盟国軍事力の漸進的改善と欧州「防衛庁」設立、越境犯罪に対処する欧

州検察局設置などを盛り込んだ。

続いて九月十七日、オランダ・ノルトウェイクで開催のEU国防相会議はフランス、イタリア、スペイン、ポルトガルの南欧諸国にオランダを加えた五カ国で仏憲兵隊など各国国防省所属の警察部隊の合同部隊を年内に発足させることで合意。

同月にはまた、フランスとスペインが、テロ対策分野での「先行統合」として、アルカイダなどイスラム過激派およびバスク過激派の資金源や活動を突きとめるための合同捜査機関創設で合意した。

さらには、EUの諮問を受けた専門家グループが最近、テロの脅威に対処するために警察官、援助活動家らが軍部隊に合流する「人間の安全保障」対応部隊の創設を提唱したのに対し、ソラナ共通外交・安保担当上級代表も実現に前向きな姿勢を示している。

もちろん、こうしたEU内部でのテロ対策の本格化が、米国との大西洋をまたにかけた協力関係の緊密化に直ちにつながるものではない。イラク戦争に際して見られたようなフランス、ドイツなどの「造反」を懸念する米国は、テロ対策でも北大西洋条約機構(NATO)の枠組みを活用すべく欧州各国に働き掛けている。昨年十月には、国際テロなどの脅威に対応する「NATO即応部隊」を正式に発足させた。二〇〇六年をめどに、二万人余から成る部隊としてフル稼働を目指している。

エシユロン、個人情報保護では対立

テロ対策をめぐる米国との協調路線とは対照的に、EUが米国と鋭く対立する、やはり情報通信分野の問題がある。米国主導、アングロサクソン五カ国による衛星情報傍受システム・エシユロンとネットワーク上の個人情報の流出・保護をめぐる問題である。

前者については、一九九八年九月、欧州議会の技術諮問委員会科学技術選択肢評価(STOA)が調査報告書で、「米国の諜報機関である国家安全保障局(NSA)が、世界中で受信されている電子的通信(電話、デジタルデータ、携帯電話、ファクス、電子メール、テレックス等)の傍受や記録、翻訳を日常的に行っており、とりわけ冷戦終結後は民間企業の通信を傍受、産業スパイ行為に及んでいる」と指摘したのが、第二次大戦中にまでその起源をさかのぼるこの通信傍受網が近年の米欧関係の中で懸念の事項となった発端だ。

欧州議会でのエシユロン問題追及にはフランスの影がちらつく。STOAの座長は故ジョルジュ・ボンピドー大統領の子息のアラン・ボンピドー同議会議員であり、このSTOA報告書を受けて故ドゴール大統領の孫シャルル・ドゴール氏らが仏司法当局に告発の構えを見せるなど、仏政界の中核、ゴースト(ドゴール主義者)たちの示し合わせたような動きが目についた。エシユロンと比べると、傍受および解析能力は格段に劣るが、フランスも衛星と仏領ギアナ、本国南西部ド

ルドーニュ県、ニューカレドニアなどの傍受基地からなる独自の通信傍受ネットワークを持っているといわれ、外交・通商などあらゆる分野にわたるフランスを急先鋒とする欧州と米国との対立、という構図がここでも散見される。

欧州議会はその後、二〇〇〇年七月、エシユロン問題に関する調査委員会を設置。一年後の〇一年七月、同調査委は「エシユロンによる通信傍受はプライバシー、人権の侵害に当たるとの最終報告書をまとめた。これを受け、欧州議会本会議は同年九月、EUの三主要機関である同議会としてエシユロンの存在を公式に認定した。

一方、個人情報の保護をめぐるても、EUと米国は長きにわたって対立状態にある。早くも一九九五年十月、EUは行政執行機関の欧州委員会が提案した「データ保護指令（個人データ処理にかかわる個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会および理事会の指令）」を採択。「個人データの第三国への移動は適切なレベルの保護を提供している場合に限られる」との規定で、EU域外への個人情報の流れを管理・監視する体制づくりに向け、世界でも最も厳しく、包括的な個人情報の保護のための法整備を加盟各国に求めた。

その後も、九七年十二月に「通信部門における個人データ処理およびプライバシー保護に関する欧州議会および理事会の指令」を採択。さらに、九八年十月には、九五年十月公示の「データ保護

指令」が施行され、二〇〇三年末には、加盟各国の個人情報保護制度統一のための調整機関として「情報保護監督官」が設けられた。

EUの個人情報保護に向けた各種の措置はとりわけ、官民双方にまたがる包括的な個人情報保護法のない米国と鋭く対立する。EU域内の個人情報報が米政府機関および企業に流出することを厳しく制限するEU側と規制の緩和を求める米国との対立である。特にコンピュータネットワーク上の個人情報保護のため電子暗号の高度化を推進する欧州は、これを中止するよう求める米国と鋭い対立を見せている。

EUの現段階を反映

個人情報保護の問題は、ネットワーク空間のデジタルデータ保護のための電子暗号高度化の問題となることで、通信傍受網エシユロンとも一部重なり合ってくる。エシユロンは民間企業の通信も傍受して産業スパイ行為に加担している疑惑が持たれており、電子暗号の高度化はその傍受を防ぐことにもつながるからだ。

ここに至って、一見ばらばらに見えるテロ捜査協力とエシユロン、個人情報保護強化策の問題は密接な連関を示してくる。問題の焦点は、コンピュータネットワーク上の情報・データであり、それを保護したり、秘密裏にやりとりするための電子暗号技術の高度化とそれら情報・データの傍受・暗号解読なのである。米欧間では、バーチャル空間上で暗号情報の送受信と傍受・解読をめぐる

り、凄絶な電子戦が繰り広げられているのだ。

米国主導のエシユロンによる通信傍受も、米国が強く求めるEUの個人情報保護の流れにストッパーをかけることも、国際テロ活動や麻薬取引の追跡に役に立つ側面は確かにある。一方でエシユロン、個人情報保護で米国と対立し、もう一方で国際テロ捜査で米国と協力するEUは、情報通信をめぐりこれまででないジレンマに引き裂かれているというべきだろうか。

しかし、ここで欧州統合という未曾有の国民国家解体過程の実験の現段階について思いをはせばならない。EUは、加盟各国がそこに主権の一部を委譲しつつあるものの、いまだ最高意思決定機関は毎月開催の閣僚理事会および年二回開催の首脳会議であり、行政執行機関である欧州委員会「政府」には程遠く、欧州議会も立法権のない巨大な、一種の諮問機関にとどまっている。EUはいまだ加盟各国政府の発言力が最も強く、全体を調整・代弁する欧州委や欧州議会はそれに比べると補完的な地位・発言力しか持たない。エシユロン調査は欧州議会、個人情報保護策強化は欧州委員会が主導でそれぞれ行われているが、テロ対策は目の前の現実の脅威に対応を迫られる各国政府の合議体である閣僚理事会が中心となつて進められているのだ。

情報通信分野で三層にわたる錯綜した米国との関係は、EUの機構としての歴史的現在を正確に反映しているもの、と言えるのかもしれない。



中国都市部で読者減少の動き

踊り場にきた中国の新聞市場

中国大都市部の新聞読者数に減少の兆しがある——こんな調査結果を、九月十七日付の新聞出版報が紹介している。

記事の概要はこうである。

「中国国際テレビ系の調査会社である央视市場研究株式会社（CTR）が実施した調査によると、北京、上海では二〇〇四年一月から六月までの期間で、一日平均の新聞読者数が前年同期と比べて、それぞれ北京二十四万人（二・三％）、上海八十九万人（九・四％）も減少した。

また、軒並み新聞読読時間が減ったことも明らかになった。

〇四年一月から六月までの期間で、北京読者の一日平均の新聞読読時間は五十五・八分。これは前年の六十一・六分から五・八分の減少。上海でも五・四分減った。

なお、広州では読者数、閲読時間とも前年並みを維持した。

ここ数年、中国の新聞界は報業集団が経営基盤を強化し、社会ネタ、スポーツニュースなど軟らかいニュースを前面に押し立てた新聞を発行し

て、それぞれに読者数を増やしてきた。

その結果、大都市では新聞の市場規模が拡大し、また、それが新規参入を促してもきた。

例えば、北京の新京報は昨年誕生した新聞で、発行主体は北京市の光明日報报业集团（新聞グループ）と広州市の南方日報报业集团。

北京にはもともと北京日報、北京晚报、北京青年報など有力なローカル紙があるが、一九九〇年代末以来、北京晨报、京華時報、北京娛樂信報などが続々と創刊。新京報の参入で、新聞市場はさらに激しい競争状態となった。

総合紙の地域別市場規模は、〇二年の統計（二〇〇三年版中国新聞年鑑）によると、北京で十一紙三百二万部、上海で二十二紙四百八十二万部、広州市を含む広東省全体で八十九紙二百九十九万部といったところだ。

しかし、CTRの調査は、この市場規模の拡大傾向に、一部とはいえ、ストップがかかったことを示している（ただし、この調査は、各紙の発行部数データを積み上げたものではなく、サンプルによる推計と思われるので、留意が必要）。

一方、新聞読読時間については、人民大学の喻国明氏らが中心となって、北京市民を対象に、〇二年九月に実施した調査でも、一日平均五十六分で、二年前と比べて二十・一分減ったことが明らかになっている（本会報二〇〇三年三月号既報）。

調査対象や手法が異なるので一概に比べられないが、同様の減少傾向が今も続いていると見てよ

いのではないか。

この調査が示す「新聞読者資源」の「縮小」傾向が一時的なものでないとすれば、都市部新聞界の規模的成長にも、「踊り場」が訪れたと解釈すべきかもしれない。

新聞出版報の記事は、「市場規模の拡大が望めないとするならば」新規参入紙は当然、既存紙の読者を奪うことになる。しかし現在、新聞は同じような紙面作りと販売拡張をしており、市場の細分化が行われておらず、競争の激化は、弱小紙の破綻を促すことになる」と解説している。

もちろん、都市周辺部には、これまで新聞を自らの意思で選択的に買って読むなどという習慣を持たない農民層が多数いる。郊外が都市化して、彼らも「都市住民」となれば、読者市場が拡大する可能性はある。

しかし、それまでの間は、現在の大都市部が新聞市場の主戦場であることは間違いない。

この「踊り場」で、新聞経営者たちは、ライバル紙の動向をじっとうかがっているのかもしれない。

新聞出版報の記事は、こうした動きについて「中国の新聞界は、集団化管理とブランドの拡大という二大目標に直面しており、いかに管理を科学的、合理的に行うか、ブランドの全国展開のための資金をどう調達するかがホットイッシュューである」と締めくくっている。

（木原 正博〓日本新聞協会総務部）

判決は意見ないし論評に相当

マスメディア関連の裁判を見る(4)

(最高裁第一小法廷 平成一五年(受)一七九三、一七九四
謝罪広告等請求事件、ほかに関連する著作権民事訴訟事件)

佐藤 英雄

似顔絵の男に、唐草模様の風呂敷を背負わせ、目に黒いアイマスクをかけさせた古典的な泥棒の姿を描いた上、繰り返し相手を「ドロボー」呼ばわりしたのは名誉棄損か、で争われた謝罪広告等請求訴訟の上告審は七月十五日、最高裁第一小法廷(横尾和子裁判長)で判決があった。

批判本の発刊に批判本で応酬

他人の漫画を盗んだ複製か、それとも法で許される引用かを争った別件の著作権侵害訴訟で出された裁判所の判決について、「法の見解の表明は、判決等により裁判所が判断を示すことができる事項に係るものであっても、意見ないし論評に当たるとする新判断を示した。」

その上で、本件は漫画を描いた上告人の「意見ないし、論評の域を逸脱したものということではない」として原審判決中、上告人の敗訴部分を取り消し、被上告人の控訴棄却を言い渡し、名誉棄損の訴えを棄却した一審判決が確定した。上告していたのは、「小林よしのり」のペンネ

ームで「ゴーマニズム宣言シリーズ」を雑誌「S A P I O」に連載している小林善範さんと同雑誌を発行する榊小学館。同シリーズは、時事の問題を漫画で取り上げているが、従軍慰安婦問題では、国に責任があるとする論調を批判していた。被告上告人は、従軍慰安婦問題の責任が国にあると主張する研究者の関西大学講師上杉聡さんと、平成九年十一月、小林さんの見解など批判する「脱ゴーマニズム宣言」を発刊した。

その書籍は、表紙カバー上半分に「これは、漫画家小林よしのりへの鎮魂の書である」と記載、下半分に「脱ゴーマニズム宣言」、「小林よしのりの『慰安婦』問題」という表題と副題がある。全文百四十九頁。うち十一頁から百頁までが「脱ゴーマニズム宣言」と題する部分でゴーマニズム宣言シリーズの挿絵五十七カット(七十四コマ)が採録されている。いずれも出典は明記されているが、原作者である上告人からは、一切転載の許諾は受けていない。また、百一頁から百四十三頁ま

で「慰安婦」攻撃の裏舞台」と題する部分になっている。小林さんのゴーマニズム宣言シリーズでは、作品の最後の部分で「ごーまんかましてよかですか?」というせりふが記載されたカットが挿入され、筆者の意見がまとめられたカットが続くという体裁だが、上杉さんの「脱ゴーマニズム宣言」と題する部分でも、第二十二章を除く各章の最後の部分で、「ゴーマンかましてかめへんやろか?」というタイトルの下に、筆者の意見のまとめを記載する体裁が定型化している。

このまとめの部分では、「このままと『ゴーマニズム宣言』は、『作・某政治家、絵・小林よしのり』の宣伝ビラになりませ」(第一章)、「そのうち『マンガばっかし描いてると、よしりんみたいになるよ!』と、どこかのおかーさんが言うようになったら恥やで!」(第七章)、「ゴーマン問題にドンカンなよしりんは、そのうち『ゴーマンニズム』宣言と呼ばれるかもしれへんぞ」(第十章)、「ウソをついてまで責任者を隠すようになったあんさんは、もうおしまいなんかも知れへんな!」(第十八章)と記載されているほか、「右翼のデマゴーク」、「特定の政治勢力の御用漫画家」などと誹謗、揶揄する表現が多数ある。

東京地裁は「引用で、違法ではない」

この出版後、小林さんは、「広義の強制すり替え論者への鎮魂の章」と副題が付いた「新・ゴーマニズム宣言第五章」を執筆し、雑誌「S A P I O」(平成九年十一月二十六日号)と単行本

「新・ゴーマニズム宣言第五卷」(平成十年十月十日発行)に掲載して発行した。この漫画は、全八ページのうち、最初の二ページが上杉本の採録を著作権侵害であり、違法であると批判する部分であり、そのほかは、従軍慰安婦問題に関する見解への批判、反論に対する再批判、再反論が記載されている。

この漫画の中で「上杉本」が「小林本」でカットを採録した行為は「ドロボー」であり、「ドロボー本」であると繰り返し記述するとともに、唐草模様の風呂敷を背負った人物の漫画を描くなどし、本件採録が許容される引用の限界を超え、著作権(複製権)侵害で違法であるとの法的な見解を表明した。一方、上杉さんと「脱ゴーマニズム宣言」を出版した東方出版(株)を相手に、複製権と著作権人格権侵害などで出版、販売の差し止めと、二千六百余万円の損害賠償請求を起こした。

東京地裁の判決(平成十一年八月三十一日)は、①漫画に対する批評が目的である②被告の論説と引用著作物が明瞭に区別できる③被告論説が主、原告カットが従の関係が成立している④原告が主張する引用は必要最小限度であることまでは要求されないし、絵を引用することなく批評するのが一般的であるとする慣行はない、などとして複製権侵害を否定。

原告漫画中HIV訴訟原告団の中の特定人物の両目に目隠しして転載したことは、著作権法二〇条二項四号にいう「やむを得ない改変」に当たるとして著作者人格権侵害を否定。題号の「脱」

は、別異の性質を備えていることを示すので原告書籍の「ゴーマニズム宣言」や表題の一部である「脱正義論」とは同一でもなければ類似でもない、として不正競争防止法違反を否定。その他は判断するまでもないと原告の請求を棄却した。原告は直ちに控訴した。

東京高裁の判決から名誉棄損裁判へ

東京高裁の判決(平成十二年四月二十五日)は一転して「上杉本」の出版、販売差し止めと二十万円を損害賠償とした。引用の正当性などは一審通りだったが、一審では組上に上がらなかったカット三十七の転載がレイアウトの変更を伴っていたため、著作者人格権侵害に当たるとされた。収まらないのは泥棒姿に描かれた上、ドロボー呼ばわりされた上杉さんだ。名誉棄損と肖像権侵害の不法行為で、小林さんと小学館を相手に「新ゴーマニズム宣言第五卷」の発行、販売の差し止めと七百二十二万円の損害賠償、新聞、雑誌等に謝罪広告掲載を求め、東京地裁に提訴した。

同地裁の判決(平成十四年五月二十八日)は、「泥棒をドロボーとカタカナで表記して比喩的表現であることを強調し」、「泥棒の振りをした似顔絵は、唐草模様の風呂敷を背負ってアイマスクをかけるという古典的でコミカルな表現であるといえなくもなく」、「意見ないし論評の域を逸脱し、相当性を欠くものと評価することはできない」。従って、「名誉棄損について違法性を欠き、被告らには不法行為の責任を負わない」とした。

さらに、泥棒姿については、「肖像画のように写真と同程度に」、「写実的に正確に描写する場合は格別として」、「似顔絵自体により原告を指すと一見して判別できず」、「原告の肖像権を侵害するとは認められない」として原告の請求を棄却。上杉さんは控訴した。

東京高裁の控訴審判決(平成十五年七月三十一日)は、これも一転して名誉棄損を認め、小林さんと小学館に各二百五十万円の賠償と雑誌「SAPIO」に謝罪広告の掲載を認めた。要旨は、別件の「脱ゴーマニズム宣言」の著作権侵害事件は、「裁判所による公権的かつ確定的判断が確実に示された事項」であり、「事実か、意見ないし論評か」に区分けすれば、「著作権侵害として違法であるとの印象を与える本件表現は、事実を暗示するものと見るのが相当である」と判断した。

判決は明らかな法令違反と最高裁

小林さん側はこれに対し上告して争った。最高裁は、原審の判決には「明らかな法令の違反があり、一審判決は正当」とする判決を言い渡した。

それによると、「法的な見解の表明は、事実を摘示するものではなく、意見ないし論評の表明の範ちゅうに属するものというべきである。また、事実を摘示しての名誉棄損と意見ないし論評による名誉棄損とで不法行為責任の成否に関する要件を異にし、意見ないし論評については、その内容の正当性や合理性を特に問うことなく、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱した

ものでない限り、名誉棄損の不法行為が成立しないものとされているのは、意見ないし論評を表明する自由が民主主義社会に不可欠な表現の自由の根幹を構成するものであることを考慮し、これを手厚く保障する趣旨によるものである」と説示。

そして、「裁判所が具体的な紛争の解決のために当該法的な見解の正当性について公権的判断を示すことがあるからといって、そのことを理由に、法的な見解の表明が事実の摘示ないしそれに類するものに当たると解することはできない。従って、一般的に、法的な見解の表明には、その前提として、特定の事項を明示的又は黙示的に主張するものと解されるため事実の摘示を含むものというべき場合があることは否定し得ないが、法的な見解の表明それ自体は、それが判決等により裁判所が判断を示すことができる事項に係るものであっても、そのことを理由に事実を摘示するものとはいえず、意見ないし論評の表明に当たるものというべきである」と判示した。

その上で、「被上告人が上告人小林に無断でゴーマニズム宣言シリーズのカットを被上告人著作に採録したという事実を前提として、被上告人がした本件採録が著作権侵害であり、違法であるとの法的な見解を表明するものであり、法的な見解の表明が意見ないし論評の表明に当たるとは明らかである」。そして、「被上告人は、上告人小林を著作中で厳しく批判しており、その中には、上告人小林を誹謗し、揶揄するような表現が多数見

られることなどの諸点に照らすと、上告人小林がした各表現は、被上告人の意見に対する反論等として、意見ないし論評の域を逸脱したものといえることはできない」とした。(裁判官全員一致)

下手なレイアウトを許さない裁判所

民法七一〇条の不法行為による名誉棄損は、平成九年九月九日の最高裁第三小法廷判決(民集五一八—一三八〇四、判例時報一五一八号)で、特定の事実を基礎とする意見ないし論評の表明は、「事実が重要な部分について真実であることの照明があったときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、当該行為は違法性を欠く」とされた。これにより、事実の摘示による名誉棄損か、意見ないし論評による名誉棄損かが区分されて論じられるようになった。それぞれ不法行為責任の成否に関する要件が異なるためだ。

この区分も現実的には難しい。東京高裁は、「ゴーマニズム宣言」のカットを採録されたことで「ドロボー」「ドロボー本」と表現するなど、無断盗用で違法であるとの印象を与える表現を、意見や論評にとらえず、誤った事実を摘示したものとした。その採録は、一審判決において適法な引用であると判断されている。同高裁はそれを、「裁判所による公権的かつ確定的判断が確実に示された事項」であると判断したためだ。著作権侵害訴訟で裁判所が適法な引用であると判断した際には、著作権の権利者側から異論も出て

いる。権利の制限規定による利用は、必要最低限であるべき、というのが各権利団体の共通した意見であり、「脱ゴーマニズム宣言」が引用した漫画の圧倒的多数に嫌悪感を抱くようだ。

漫画の批判本の場合、対象となる漫画がなければ、説得力に欠ける。著作物の引用を認めたと三二条一項には、引用する著作物の分量については、何の定めもない。「正当な範囲内」というのは引用の目的によってそれぞれ異なるということであろう。当事者同士に争いがあつた場合はそれぞれ、「意見ないし論評」に当たる「裁判所の判断」を求めることになる。

侵害訴訟の二審は、一転して著作者人格権侵害(同一性保持権侵害)で確定した。対象となつた「カット三七番」は三カットで連続して横に並べると小さくなり、見づらいため一カットを下に配置した。この結果、絵の人物が指す先が空白だったりして作者の意図と変わる。編集上の不手際と思われるが、裁判所は「レイアウトの都合を不当に重視した結果で、やむを得ない変更にはあたらない」とした。この一点だけで出版、販売を差し止め(その部分を刷り直せば販売は可)した。

同一性保持権(二〇条一項)は、著作者の「意に反して変更、切除その他の改変を受けられないものとする」とあり、「名誉、声望を害する場合」が多い外国の基準より、日本はとりわけ厳しい。時間に追われて編集作業をする現場の人たちは、この判断をどう思うだろうか。(朝日新聞社社友)



岐路に立つW・デイズニー社

アイズナーCEO降板へ

エンターテインメント企業としては世界で最も知名度の高いウォルト・デイズニー社のマイケル・アイズナー最高経営責任者(CEO)が九月十一日、二〇〇六年九月をもって退任することを発表した。二十年以上にわたってデイズニー帝国をけん引してきたアイズナーCEOの引退発表を受けて、市場では次のトップが誰になるかについてさまざまな憶測が飛んでいる。

アイズナーCEOは、一九八四年九月二十二日に会長兼CEOに就任し、ラジオ、放送、ケーブルのメディア・チャンネル買収など積極的な経営戦略をとり、デイズニーは単なるカートゥーン(漫画、Cartoon)とアニメーション・パークだけの企業というイメージから脱却し、総合的な一大メディア企業への変貌を遂げた。これまでの積極経営戦略の事例として、九二年四月のユーロデイズニー開園(フランス)、九三年の映画制作会社「ミラマックス(Miramax)」買収(八千万ドル)、さらに九六年二月、百九十億ドルでABC(American Broadcasting Company)をキャピトルシティー・ABCから買収、九九年のメジャリーグ球団の「アナハイム・エンジェルス」買

収を挙げることができる。

九〇年代には出版・映画に強みを持つタイム・ワーナー社がCNN親会社のターナー・ブロードキャスティングを買収(九六年)、さらにバイアコム社が合併相手としてCBS(Columbia Broadcasting Company)を買収(九九年)、この後、〇〇年にはこれをアメリカ・オンライン社(AOL)が吸収してAOL・タイム・ワーナー社が誕生するなど、コンテンツ制作から配信に至るまで総合的な機能を備えようとする動きが活発になり、アイズナーCEOもこの流れの中で一層の成長に向けた土台を築いたとの評価もある。

積極的なメディア買収とコンテンツ制作力の強化に乗り出した結果、八四年の会長就任時に一けただった株価は二〇〇年には一株四十四ドルに達した。アイズナーCEOによれば、八四年に十七億ドルだった収入は今年の見通しで三百億ドルに上ることである(『ワシントン・ポスト』、九月十一日、E2)。投資家サイドからみると、この二十年間、一万ドルの資金投入でおよそ十八万七千ドルを生む計算になり、これは一般の優良株投資ですら追いつけないハイペースである(『ニューヨーク・タイムズ(NYT)』、九月十一日、B1)。

アイズナーCEOの手腕にかげりが見え始めたのは、〇三年ウォルト・デイズニーのおいにあるロイ・デイズニーが強権的な運営方針に抗議して、〇三年十一月に退任したあたりからである。さらに今年二月、ケーブル大手のコムキャスト

(Comcast)社が五百四十億ドル(約五兆九千四百億円)で買収を仕掛けようとしたが、結局、経営会議で否決され、アイズナーCEOは面目を保った。この内部抗争の結果、三月には八四年以来名乗ってきた「会長」の肩書を失ったが、最高経営責任者の影響力は残している(『ハイツオンライン』、九月十四日)。

アイズナー経営哲学は八四年以来変わりなく、デイズニーの創業者精神に基礎を置く。一方で、家内的な意思決定集中の弊害をもたらし、九四年にフランク・ウェルス社長がヘリコプターの事故で死亡し、アイズナーCEOだけに権力が集中すると、敵対する経営首脳を追い落とすなど、強引さが目立つようになった。ウェルス社長の死後、利益率が鈍化したのは、個人に集中した経営判断と関係するとの評価もある(『NYT』、九月十一日、B3)。

「アイズナー二年後退任発表」の翌日、株価は上昇に転じた。9・11事件を機に、テーマパークへの観客動員が大幅減少、アニメーション部門に貢献してきたピクサー・アニメーション・スタジオとの決別、放送部門ABCの視聴率低迷なども影響して株価は低迷している。デイズニーがあと二年のアイズナー体制で再活性化されるか。それとも買収される道を歩むのか。エンターテインメントの巨人は大きな岐路に立たされている。

(金山 勉 川上智大学助教授・ジョージワシントン大学フルブライト客員研究員)

メデイア談話室

読者と向き合う新聞へ

藤田博司

作家の丸谷才一さんが新聞の投書欄について面白いことを書いていた。日本の読者の投稿には自分の身辺のことを題材にした「感想文が多すぎ」「むしろ新聞のニュース、写真、論説、コラム、評論などに対する賛否の反応を寄せるのが本筋ではないか」。読者の批判や反論、激励などを載せれば紙面がにぎやかになり、社会を活気付けることにもなるはずだ、という（『朝日新聞』十月五日）。

「私的」な日本の投書欄

そう言われて改めて投書欄を読むと、確かに身辺雑記的なものが多い。丸谷さんの言葉を借りれば「私的であり、独自のであり、情緒的になりがち」だ。それに比べて欧米の新聞の投稿は、新聞の報道をきっかけに、ニュースの中身やその報道の仕方をめぐって、読者が賛否の意見を述べ合うものがほとんどだ。投書欄が「編集者への手紙」という形をとっていることにも、新聞をいわば議論の舞台にして読者が意見を戦わせるといふ投書の性格が表れている。議論は当然、「私的」ではなく「公的」になる。

丸谷さんは、日本の投書欄がこの種の「公的」な議論を交わせる場として充実すれば、日本の「政治もおのずから改まり、他愛もない片言隻句を弄するだけの人物が人気を博することなどなくなるだろう」と期待している。

ところで、なぜ欧米と日本の投書欄にこうした違いがあるのだろうか。一つの理由は、読者が公の場で自分の意見を表明しづらいという、日本人の国民性と関係がありそうに思われる。そのため意味のある議論が成り立たないということもあり得るだろう。もう一つは、新聞社があまり鋭い対立を招くような議論を好まず、論議を呼ぶ意見の掲載を避けるということもあるかもしれない。このあたりは新聞の投書担当者に聞いてみたい。

しかし、理由がどちらであれ、やはり丸谷さんの言うように、投書欄では侃々諤々かんかんかくかくの議論が戦わされた方が新聞に活気がわく。当たり障りのない身辺雑記もほのぼのとして居心地は悪くないが、そればかりでは退屈だ。

評論欄の拡充を

似たようなことは、社外の有識者や専門家が執筆する評論欄についても言える。評論にはさすがに個人の身辺雑記といった内容のものは少ないが、それぞれ新聞の評論欄で異なる意見が活発に交わされることはあまり見かけない。理由は二つある。

第一は、そもそも新聞の掲載する評論の数そのものが少なすぎることだ。ほとんどの新聞が一日に一本程度、週末に二、三本掲載する新聞もあるが、欧米の新聞がコラムニストを含めると常時数本掲載しているのに比べ、あまりに少ない。数が少ないと、取り上げられる問題も限られてくる。もう少し数を増やさないと、さまざまな問題をタイムリーに論じるのに間に合わない。

第二は、数が少ない上に、評論を執筆する人たちの顔ぶれが新聞によっては限られていること、さらに評論の基調がその新聞の社説の立場に近いものが多いことだ。同じ新聞の紙面で異なる意見が戦わされることはむしろ少ない。複数の新聞を読み比べる読者ならともかく、一紙しか購読しない大多数の読者に多様な意見は届いていない。

投書欄や評論欄は、新聞にとつては広い意味での読者と向き合う窓口と言える。この窓口が当たり障りのないやり取りをするだけの役割しか果たせないのでは、せっかくの機能を生かしていないことになる。この際ぜひ、投書・評論欄のあり方を見直してみようだろう。一つは、投書欄にもう少し「公的」な投稿を多く採用して議論を活発にすること、もう一つは、評論欄を大幅に拡充

し、論者の顔ぶれや議論の中身に多様性を持たせる配慮をすることだ。それが新聞の活性化につながる可能性は多分にある。

フォーラムで経験交流

九月に高知市で開かれた「第一回地方紙フォーラム」という集まりに参加して、現場の記者や編集幹部の話も聴く機会があった。「地域を元気にするために地方紙に何ができるか」をテーマとするこの集まりには、有力地方紙十二紙の代表がそれぞれ最近の仕事の成果を持ち寄り、互いの経験を語り合った。このフォーラムは、昨年九月、同じ地方紙が東京で開いた「日米シンポジウム」(本欄昨年十一月号)を引き継ぐ形で催された。

各社の事例報告には、それぞれの地域で地元紙の果たす役割が何かを模索する熱意がにじみ出ていた。そしていずれにも共通していたのは、記者が報道の視点をお役所頼みから自分たちの手元に引き戻そうとしていることだった。

『中国新聞』の企画「ひろしま都心のあした」を担当している増田泉子記者は、街づくりを考える時の問題意識をこんなふうに語った。これまで行政や大型デベロッパーの視点で記事を書いてきた。しかしこれからは、人任せにするのではなく、自分に何ができるかを考えたい。「無風の安全地帯から取材するのではなく、傍観者の立場から脱け出して、時には当事者意識を持って意見をいう」姿勢が記者にも必要なのではないか。

『高知新聞』の竹内誠記者はこの一年余、高知県警の捜査費疑惑事件に取り組んできた。警察の不正を報道すると警察全体を敵に回すことになる。悩んだ揚げ句報道に踏み切ったのは、権力の不正を知りながら書かないのは、不正と同罪だし共犯だと思いついたからという。提供された情報は記者のものじゃない、市民や読者のものではないか、というデスクの指摘に目が覚めた思いだった。

警察の裏金作りは高知や北海道だけの問題ではない、だから『高知新聞』や『北海道新聞』が他の新聞と協力して追及すれば、もっとたくさん不正を暴くことができるはず、と竹内記者は地方紙同士の協力を呼び掛けた。

読者重視の報道手法

記者が「傍観者の立場を脱け出す」「当事者意識を持つ」というのは、議論を呼ぶ問題提起だ。客観報道の原則に触れるという指摘もあるだろう。が、増田記者はそれを承知で、記者の仕事は「無風、安全地帯に立っただけでは済まない」と考えている。そうすることが結局は、行政や政治家の代弁者、理解者にとどまることに気付いているからだ。そんな仕事の仕方を変える手立てを模索しているのだろう。

これは、米国の地方のメディアが一九九〇年代から取り組んでいる問題にも共通する。報道の仕事はただ第三者的な立場に立っただけでは十

分ではない。記者も公共の利益に奉仕するという立場をもっと明確にして報道活動すべきではないか、という考え方が強まった。それを実践する報道手法が「パブリック・ジャーナリズム」と呼ばれるようになった。

むしろこれには反発もある。メディアが特定の立場に立って報道するようになると、客観報道の原則が崩れるという心配があるからだ。しかし今では、地方のメディアがこうした手法を支持し、大都市圏のメディアがこれに批判的という図式が定着している。

日本の地方紙には、米国の場合のように、パブリック・ジャーナリズムをある種の運動として押し進めるような動きはない。いわば自然発生的な形で実質的にそれに近い手法が実践されているように思われる。両者に共通しているのは、読者・視聴者とどう向き合うかを常に強く意識していることのようなのだ。

これまでのニュース報道は、メディアの側から読者・視聴者の側に向けて一方的に情報を伝達するという性格が強かった。受け手の反応を意識することはあっても、送り手側の視点や姿勢を動かすまでには至らなかった。しかし、今地方紙の間に、自分たちの報道への取り組み方を基本的なところから見直そうという動きが始まっている。投書欄に限らず、ニュース報道でも読者とどう向き合うかが重要な課題になりつつある。

(上智大学教授)

プレスウォッチング

「再編騒動」に揺れるプロ野球

巨人軍と親会社・読売の姿勢を問う

三原脩氏（元巨人軍監督）が大日本東京野球倶楽部と契約してプロ野球第一号選手となったのが一九三四年（昭和九年）。今年は日本プロ野球七十周年に当たるが、祝賀どころか二リーグ存続すら危ぶまれる事態が心配されている。経営難の近鉄・オリックス両球団合併に端を発した騒動はプロ野球界全体を揺さぶり、さまざまな経営体質があらわにされてきた。各球団経営者が構造改革を怠り、「巨人軍頼み」の旧体制に浸ってきたつけが一気に噴き出した感が深い。

「第2の合併話」と二リーグ制の裏工作

「近鉄球団、オリックスに譲渡交渉」——日経のスクープは六月十三日朝刊。これが「プロ野球界騒動」の発火点である。近鉄球団が一月に表明した「球団名売却」がつぶされてからも水面下で工作は続いていたわけで、日経朝刊一面（二番手）の特ダネには驚かされた。十四日朝刊が「新聞休刊日」だったため、他紙は一日半遅れて十四日夕刊で後追いせざるを得なかった。朝日、読売は同日夕刊一面トップで「近鉄、オリックスと合

併で合意」と大々的に報じ、毎日、東京も一面二番手で追った（産経は十五日朝刊一面二番手）。

毎日と朝日が十五日朝刊社説で即座に取り上げ、警鐘を鳴らした姿勢を評価したい。「ファン不在は許されない」と題した毎日社説は、「球団経営の悪化を導き出している要因の一つに、選手の年俸の急騰がある。九三年に導入したフリーエージェント制は球界を弱肉強食の世界に変えた。金持ち球団は各チームの有力選手を次々とかき集め、経営の苦しい球団は、チームの主力選手を引き留めるため、採算を度外視して選手の年俸を引き上げ続けた。ドラフト（新人選抜）制度も同年に『逆指名』制度を導入して以来、人気チームと不人気チームのコントラストを強調する役割を果たし、チーム間、あるいはリーグ間の力の偏在を促進した」と、「金持ちゲーム」に狂奔したファ

ン不在体質を厳しく糾弾。プロ野球界は、動脈硬化で「制度疲労」を起こしていたのだ。

「巨人を分割したら」との朝日同日社説も強烈だった。「巨人には『4番』がぞろぞろいて、さながらオールスターチームだ。無理に二リーグにしないで、巨人を二つに分けたら、一チーム減る。パ・リーグの穴は埋められる。いっそ、そんなアイデアはどうだろう」と皮肉交じりに書いていたが、いずれにせよ、球団経営者の怠慢が、深刻な「構造不況」を招いたと言わざるを得ない。

七月七日に開かれた十二球団オーナー会議で「近鉄・オリックス合併」は大筋承認の運びとな

ったが、会議終了直前、堤義明西武オーナーから「パ・リーグで、もう一組の合併話が進行している」との爆弾発言が飛び出した。読売、朝日、毎日、東京四紙はそろって八日朝刊一面トップに「パ・リーグで、もう一組合併構想／来季一リーグ濃厚」などと大報道（日経、産経は二番手）。

巨人軍の渡辺恒雄オーナーは、会議後の記者会見で「一リーグ制に移行できるかどうかは九月に取り決めた。一リーグ制はセ・パの完璧な交流戦であり、目新しい対戦で面白みが出る」（読売七月八日朝刊）と平然と語ったが、渡辺、堤両オーナーが仕掛けた「一リーグ構想」においてはふんぷんではないか。渡辺オーナー主導の強引な「球団再編計画」に、他球団や大多数のメディアから批判の声が上がったのは当然と言えよう。

渡辺恒雄巨人軍オーナー辞任の怪

プロ野球界のドン、渡辺恒雄ペースで事は進むと観測されていたが、ドッコイそうはいかなかった。巨人軍は八月十三日、緊急記者会見を開き「今秋のドラフト会議で獲得を目指していた明治大学の一場弘投手に、スカウトが約二百万円の現金を渡していた」と公表、渡辺オーナーは道義的責任を取って同日付で辞任してしまった。球界再編の「主役」退場に衝撃が走り、十四日朝刊で、朝日、毎日、産経が一面トップにした判断は妥当だろう。日経と東京も二番手に扱ったが、読売が三番手扱いにした理由は何か。渡辺オーナー自身が「引責辞任の弁」を述べ、読売新聞社としての

説明責任を果たすべきだった。というのは、巨人軍は、読売新聞グループ六法人の重要な収益部門と位置付けられ、読売新聞の部数拡大に絶大な貢献をしているからだ。

従って、球界の盟主を自任する巨人軍の反社会的行為は、読売新聞グループの責任と思うからだ。渡辺恒雄氏は六法人の頂点に立つ「読売グループ本社」代表取締役会長（取締役社長は正力亨氏）である。去る六月の株主総会で、東京本社社長のポストを滝鼻卓雄氏に譲ったものの、渡辺氏は依然「主筆」として新聞制作にらみを利かせている。今回の不祥事発覚で巨人軍オーナーは辞任（後任は滝鼻氏）したものの、読売新聞トップの座は全く揺らいでいないわけで、院政の陰口がささやかれるのも故なしとしない。

このことを裏書きするように、巨人軍オーナーを退任した渡辺・読売新聞グループ本社会長の「巨人はパリーグに行つてもいい」との爆弾発言に再度びつくりさせられた。本音なのか、脅しなのか定かではないが、その居丈高な姿勢に驚き、あきれた人が多かったに違いない。それを、毎日九月三日朝刊が「特ダネ」として大展開したのは仰天した。隠密取材によって得た情報ではなく、渡辺会長自身が毎日新聞東京本社・観堂義憲編集局長のインタビューに応じたものだった。

時期が時期だけに発言のニュアンス性に注目して一面トップに報じた判断は了とするものの、三面トップの解説、二十五面を全面（広告なし）割い

てのインタビュー詳細という過剰な扱いをするほどの中身があっただろうか。意地悪い見方かもしれないが、毎日がライバル紙の「独演会」に貴重な紙面を提供したとすら思えるのである。というのは、読売がこの「重大発言」を一切報じないのが、不思議でならないからだ。読売以外の在京四紙は、三日夕刊か四日朝刊でフォローしていたのに……。

「敗軍の将、兵を語らず」どころか、引責辞任した渡辺前オーナーの熱弁は奇異だったが、院政のすごみを感じさせる。しかし、滝鼻新オーナーに交代してから日本プロ野球組織（NPB）の空気が一変したことは明らかだ。「たかが選手」との暴言（7・7夜）が、日本プロ野球選手会（古田敦也会長）の反発を増幅させ、野球ファンを憤慨させた。NPB側は次第に歩み寄ってきたものの、「十二球団・二リーグ維持」をめぐる選手会との交渉は決裂、九・一八〜一九ストに突入。「ライブドア」「楽天」二社が新規参入を表明していたのに、球団オーナー側が柔軟姿勢を示さなかったことを批判する新聞論調が目立った。

そんな中で「ファン裏切る億万長者のスト」と題する読売社説（9・18）は「傲岸不遜で、巨人軍唯我独尊」的な筆致に驚愕した。「ストはファンへの裏切り行為」と断じ、「今後、ストの違法性が議論されることになるだろう。試合の中止で経営側は相当の損失を被る。当然賠償請求を検討している」と、一方的に選手会を論難した。しか

し、「新規参入を認め、球界体質の改善を」との世論の流れを押しとどめることはできず、滝鼻オーナーは九月二十二日「来季、六球団維持が理想」（読売9・23朝刊）と、方針を転換した。かくして第二波ストは回避され、新規参入問題に望みを託すことになった。

新聞は冷静に分析し「公正な目」を

約四カ月に及ぶ騒動を見て、巨人軍読売新聞の強引な手法に、大混乱の主因があったと思うのである。前日本新聞協会会長でもある渡辺恒雄・読売新聞グループ本社会長（主筆）が読売紙論調を歪めたとは言わないが、同紙一連の記述が「公正な言論」という新聞本来の理念から逸脱していたことを指摘しておきたい。

また、騒動の矢面に立たされた小池唯夫パ・リーグ会長は、毎日新聞社長・会長を経て、渡辺氏の一期前の日本新聞協会会長だった。小池氏は現在、新聞制作に関与していないが、パ・リーグ会長として「プロ野球の今後をどうするか」につき抜本策を提示してほしかった。

新聞界のトップを極めた両氏が直接かかわっただけに、今回の「プロ野球騒動」を新聞界全体の問題との認識でとらえ、「自己検証」すべきだと考えるが、重大視し過ぎだろうか。

本稿が掲載される十一月、「新規参入」が決着するはずだが、プロ野球の前途はなお険しい。それだけに、「新聞の公正な目」を期待するのだ。

（池田 龍夫∥ジャーナリスト）

放送時評

「郵政民営化実現内閣」が発足

能吏・実務型で固める

正念場迎える麻生総務相

第二次小泉改造内閣が九月二十七日夜、発足した。昨年十一月、総選挙後の国会で再度の首相指名を受け、「第二次小泉内閣」をスタートさせてから初めての改造である。記者会見で改造内閣の「命名」を問われた首相は言下に「郵政民営化実現内閣と名付けていい」と答え、サブライズ(びつくり)のない、オーソドックスな実務型布陣に誇らし気だった。そして「今回の党役員人事と内閣改造では郵政民営化への理解者、協力者を結集した」と語る。

焦点の郵政民営化担当相には、閣議決定を見た民営化基本方針推進役の竹中平蔵経済財政相を兼務起用。日本郵政公社を所管する麻生太郎総務相、また谷垣禎一財務相も留任。首相が「改革の本丸」と位置付ける郵政民営化二〇〇七年四月からの始動に向けた姿勢は鮮明である。

内閣法が決める閣僚の数は十七。この限度いっぱいに入閣九人、留任六人、大臣経験者二人。うち参院三人、公明党一人。首相が属する森派は

三人から五人に増え、最大の対抗勢力である旧橋本派は同数の三人ながら、参院の一人を除く衆院二人は派閥推薦でなく首相の「一本釣り」だった。そうで、森派重用、留任が六閣僚に及んだことと併せ、身近な議員で固めた印象は強い。

平均年齢は五十七・六歳とこれまでの最低で、民間議員ゼロ。女性は一人減って二人、〇一年四月の第一次内閣の五人に比べると半減以下。若手・中堅の起用を積極的に行った結果であり、閣僚の学歴で東大が実に九人を数え、京大一人と合わせ官僚出身者が目立つのは、とにかく「サブライズなし。役所と折り合いのいい能吏・実務型」とも言えそうである。

放送界注目の総務相は、前記のように麻生太郎氏の留任。〇一年の総裁選で小泉首相とわたり合、以後経済政策などで異論を唱え、郵政民営化問題では総務省の所管する日本郵政公社側に立つ発言も多かったが、党政調会長、総務相として構造改革路線を支え、小泉首相の判断に従って、党内調整をまとめた「柔軟な行動」が買われた。来年四月国会提出となる膨大な法案策定を含め、問題の成否はこの人と竹中平蔵担当相とのコンビにかかると見られる。

総務省はもう一つの重要課題を抱える。国から地方への税源移譲・補助金廃止などを一体で進める三位一体改革の具体化、そしてさらに放送政策を含めた複雑多岐な電気通信行政の民意にかなう展開も控えており、旧自治省・旧郵政省・旧総務

庁三者合体によるこの役所の仕事を成功裏にこなすかどうか。『ポスト小泉』候補のひとりときれる麻生大臣の正念場でもある。

福岡県出身、衆院当選八回(旧河野グループ)、六十四歳。学習院大を出て米スタンフォード大、英ロンドン大に留学した。旧産炭地を差配した麻生財閥の御曹司で、家業の炭鉱業をセメント業に転換させ、「構造改革の先駆け」と自称する。

資力の点で国会議員中抜群だが、毛並みの良さもそう。母親は吉田茂元首相の二女、父・太賀吉氏は元自民党議員。夫人は鈴木善幸元首相の娘さんで、また妹さんは八〇年に三笠宮寛仁殿下と結婚している。大のマンガ好きで週二十冊以上のマンガ本を読むという。得意の毒舌のネタ元かもしれない。自慢のクレー射撃でモントリオール五輪の代表選手になっており、それ故か、今度の改造で新設の「国民スポーツ担当相」を兼ねた。

民放連が三年ぶりの増収増益

五輪やNHKスキヤングルの話題でタイミングを失したが、資料的意味合いを込めて、七月末に日本民間放送連盟(民放連)がまとめた全地上民放百九十三社の〇三年度決算概況を書いておく。

営業収入総額は二兆五千五百九十九億円で三年ぶりの増収。九八年度減収、九九、一〇〇〇年度増収、〇一、〇二年度は二年連続して減収であり、今度一・五%の増収となったもの。ラジオ中短波十三社とFM五十三社はともに減収だが、ラ・テ兼営三十五社は〇・四%、テレビ単営社ではVH

F十五社二・〇%、UHF七十七社一・九%の増収となっており、総括するとテレビ放送事業収入は二兆一千三百四億円、〇・四%増。ラジオ千九百六十九億円、二・五%減、その他事業収入千七百八十五億円、二二・二%増。やはり大都市テレビ局を中心に放送関連事業に力を入れていることが分かる。ちなみにこの決算、連結ではなく「放送単体」についてである。

経常利益は総額二千百三十六億円で前年度比三・七%増。テレビ単営VHF十五社グループのみ五・八%減だが、他のグループはラジオも含めていずれも二けた台の増加率。すなわち営業収入と経常利益を合わせ「三年ぶりの増収増益」ということになる。

各社別にそれぞれ見る。前年度と比較可能な百九十一社について、増収百十三社（前年度十七社）、減収七十八社（同百七十四社）。増収社の大幅な伸びが目立つ。増益百二十七社（同六十七社）、減益の四十九社（同百三社）、欠損減十社（同八社）、欠損増三社（同四社）、赤字転落二社（同九社）。前年度に比べて増益社は倍増、減益社は半減しており、改善の状況は著しい。なお、民放連研究所九月二十九日の発表は、〇四年度のテレビ営業収入を年初予測の一・四%増から二・八%増と上方修正、「二年連続増収」としている。景気回復基調が〇三年度後半から持ち込まれ、広告出稿がさらに伸びる見通しによる。

対比する意味合いから、日本新聞協会集計の〇

三年度新聞社売上高推計調査結果を紹介する。同協会会員の日刊新聞九十八社（法人単位。スポーツ紙を含む）についての推計である。

総売上高は二兆三千五百七十六億円（前年度比〇・六%減）。うち販売収入は一兆二千六百四十億円（同〇・八%減）、広告収入は七千五百四十四億円（同二・一%減）、その他収入は三千三百九十二億円（同三・九%増）。この結果、総売上高に占める構成比率は販売収入五三・六%（〇・一%減）、広告収入三三・〇%（〇・五%減）、その他収入は一四・四%となっている。

民放連など「指定公共機関」決まる

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）は昨年六月成立。戦争に備える法体系が戦後初めて整ったことの意味合いは画期的だが、政府は九月七日、これに基づく指定公共機関として東・名・阪の地上民放十九社を指定した。NHKは条文で明定されているが、この日放送以外に医療、電気、ガス、運送、通信など公益性の高い事業の百四十法人も指定公共機関に決まり、これらの業務内容を定めて国民保護法は九月十七日施行となった。

指定公共機関となったテレビ、ラジオ民放局は以下（兼営、単営各社。TBSテレビ、同ラジオは別会社である）。

〔東京〕日本テレビ、TBS、フジテレビ、テレビ朝日、テレビ東京。文化放送、TBSラジオ

オ、ニッポン放送、日経ラジオ社。（名古屋）中部日本放送、東海テレビ、名古屋テレビ、中京テレビ、東海ラジオ。（大阪）毎日放送、朝日放送、読売テレビ、関西テレビ、大阪放送。

NHKを含め、各局は①有事を想定した「国民保護のための業務計画」を作成し、首相に報告する②有事に際して警報、避難の指示、緊急通報を放送する——ことなどが義務付けられる。公共放送であるNHKは法成立と同時にこれを認め、「有事に際しても、自らの編集判断で、迅速・的確な報道を行う基本方針に何ら変わりはない」旨を表明してきたが、民放側は違った。

すなわち「言論・表現の自由」「放送の自主自律」を盾に「放送内容に政府が介入することがあってはならない」として「ノー」の立場。対して昨年五月二十八日の参院特別委員会でも福田官房長官（当時）が「一民放で危機状況など把握できるのか。その能力をお持ち合わせかどうか」と一蹴する一幕もあった。

結局政府は指定に先立って八月上旬から十九社に打診、全社が受け入れる意向を示したので施行令への組み入れは円満に落着いた。民放連・報道委員会は九月七日付で「報道の自由が堅持され、有事法制の運用が適正に行われるよう注意深く見守っていききたい」とのコメントを発表した。政府は来年三月をめどに基本指針を定め、これに沿って国民保護のための計画策定を求めていく。

（大森 幸男 放送評論家）

やまぬウイグル独立のテロ

新疆ウイグル自治区再訪記(下)

増山 栄太郎

(評論家)

前回、本会報九月一日号に書いたように、筆者が九年ぶりに新疆ウイグル自治区を再訪したのは、今年六月下旬から七月初めにかけてだった。

その時は知らなかったが、自治区の最西端カシュガルに投宿したホテルの近くで中国要人を狙った自爆テロの未遂事件があった。帰国後、判明したことは、中国共産党規律検査委員会書記(政治局常務委員)呉官正氏が六月にカシュガルを視察中、時限爆弾を仕掛けられた。幸い事前の調査で事なきを得た。だが、引き続き同氏を狙い、イリの空港で駐車中の乗用車の近くの車両が突然爆発し、運転手が死亡した。本人にけがはなかったが、明らかに同書記を狙った自爆テロだった。

テロに嚴重な報道管制

呉書記の新疆視察は、関係者以外には嚴重な箝口令が敷かれていた。その情報を事前にテロ組織が把握していた事実には、中国当局は大きな衝撃を受けたという。

ところで、筆者の日程と呉書記のそれとを重ね合わせると、事件が一週間前に発生したことになる。事件の記憶がまだ生々しかったにもかかわらず、現地ホテルの従業員も現地ガイド(ウイグル

人)もそのことは一言もしゃべらなかつた。全く知らなかつたか、あるいは箝口令が敷かれていたかのいずれかであろう。

また筆者がカシュガルを訪れた十日前の六月十日、アフガン北部クンドウズ付近で世銀の資金援助で進められていた道路工事現場で、中国系企業

の技師、作業員が武装集団の襲撃を受けた。中国人十一人が死亡し、アフガン人一人を含む五人が重軽傷を負った。中国政府は、直ちにウイグル系のテロによる犯行とする声明を発表した。このようにテロを公式発表するのは珍しい。テロが国外で起きたからであろう。国内でのテロ事件は嚴重な報道管制下に置かれている。それでも西側へ漏れてくるテロ情報もかなりの数に上る。

一九九七年の伊寧地区でのウイグル人と中国武装警察との大規模衝突は有名だが、中国側の公式資料でも、九〇年から二〇〇一年にかけてウイグル独立運動に関連するテロは二百件、死者は百六十二人に上っている。

ウイグル人の独立運動が活発化したのは冷戦後、ソ連が崩壊し、連邦を構成したウイグル自治区の近隣諸国が相次いで独立したことによる。同じイスラムを信じ、民族的にもトルコ系の多い近隣諸国の独立は、ウイグル人の独立志向をいやが上にもあおることになった。特に九〇年以降は、

雨後の竹の子のようにウイグル独立運動を名乗る組織が国内外に生まれた。中国当局は、これに徹底的な弾圧をもって応じた。拷問や長期拘禁、見

せしめのための公開処刑も行われた。今なお服役中の政治犯は数千人に上るといふ。中には罪のないものの大量逮捕もあり、欧米諸国の人権団体の非難の的になっている。特に米国は、中国当局のウイグル人弾圧に厳しい態度で臨んでいたが、9・11事件以後、その対応に変化が見られる。

4 団体を指定

現在、中国当局がテロ・分離主義組織として公式に指定したのは、①「東トルキスタン・イスラム運動(ETIM)」②「東トルキスタン解放組織(ETLO)」③「世界ウイグル青年会議(WUYC)」④「東トルキスタン情報センター(ETIC)」――の四団体だ。さらにテロリストとして十一人のリストも公表した。

この中でETIMは、タリバン政権下のアフガニスタンの秘密基地で武装組織千人がアルカイダの援助で軍事訓練を受けていたことが判明している。このため〇二年、国連によりテロ組織と認定された。これまでウイグル独立運動に好意的だった米国も、ETIMを国際テロ組織として追認した。この組織は、九八年から九九九年にかけて自治区内の漢族要人への無差別テロ、行政組織、官舎への襲撃を繰り返していたという。

だが、ETIMの最高指導者ハッサン・マフムムが〇三年十月二日、パキスタン軍によりアフガン国境付近で射殺されたことが確認されている。ハッサン死去で同組織の運動が沈静化すると見方と、かえって無統制のまま一層の過激化に走る

との二通りの見方がある。

ETLOも、過激なテロ組織として注目されている。九六年、ムハンメティン・ハズレットによって創設された。本部をトルコ・イスタンブールに置き、中国や中央アジアでのテロ活動を行っている。○二年六月、キルギスの首都ビシケクで中国人領事とその運転手が射殺されたが、その後の犯行声明からETLOの仕業と判明した。また、○三年にもキルギスからウイグル自治区に向かうバスを焼き打ちし、中国人十六人、キルギス人四人を殺害している。

北京五輪と台湾独立が標的

冷戦時代、旧ソ連は新疆独立運動を意図的に支援したと言われている。領内でのウイグル独立運動家の亡命や公然活動も黙認してきた。この傾向は、ソ連崩壊後も独立した近隣のカザフ、キルギス、タジク各共和国などに受け継がれていたようだ。前述の伊寧大暴動も、カザフに本拠を置く亡命組織による教唆扇動が原因とされている。

中国政府は、こうした国外組織からの独立運動を封じ込めるため○一年、中国、ロシア、カザフ、キルギス、タジク五カ国で構成する上海協力機構（上海ファイブ）を立ち上げた。これには後にウズベク共和国も参加した。中央アジアにおける安全保障、経済協力を主眼としているが、実際は中国からの経済援助の見返りに独立運動の支援を取りやめるよう働きかけることが狙いであった。一方、イスラム原理主義の浸透に悩む中央ア

ジア諸国にとっても、中国の働きかけは「渡りに船」だった。加盟国間による首脳会議の定期開催、対テロ情報交換、共同軍事演習も頻繁になった。○三年、カザフとウイグル自治区で同時に行われた対テロ軍事演習は、五カ国の軍隊が参加する大規模なものであった。また、中国はパキスタンともテロ掃討を目的とする共同軍事演習を頻繁に実施している。これによって国外からの独立運動もかなり封じ込められたのは確かである。

その一方で、○八年の北京オリンピックを狙うテロを警戒する声も上がっている。台湾情報筋によると、イスタンブールに本部を置く「東トルキスタン民族センター」の幹部は新疆自治区内に六万人の支持者と百七十六の地下組織があるという。彼らは、本部の命令の下にいつでも大規模テロを実行する用意があると述べ、特に国外から多数の外国人が入国する○八年北京五輪に狙いをつけているという。今年二月、中国公安当局によってETLOのテロ組織が河北省で摘発された。これも北京五輪を狙いだったと言われている。

台湾の独立運動もウイグル独立運動と無縁ではない。台湾の独立勢力は北京五輪まで中国側からの大規模な台湾軍事介入は起きないと読む。その間に新憲法制定や軍事力強化など台湾独立への既成事実を積み上げるべきだとしている。これに呼応する形で、ウイグル人独立派にも台湾独立運動と連携すべきだとの意見が台頭している。

台湾の『台北時報』によると、『新疆のハマース』

と呼ばれる最強硬派ウイグル組織「青年の家」の幹部は、中国が他国と軍事衝突を起こした時がウイグル人決起のチャンスだと語っている。その例証として、六二年の中印国境紛争や、珍宝島をめぐる中ソ軍事衝突のときのウイグル人の一斉蜂起を挙げている。従って、中国が台湾に攻撃を仕掛ける時が、ウイグル人にとって絶好のチャンスになると次のように語っている。

「その時こそ、すべての東トルキスタンの民がわれわれに呼応する。中国が午前四時に台湾を攻撃すれば、われわれは午前三時に立ち上がる」
誇張された発言だとしても、中国にとって台湾とウイグルの「二つの独立」という厄介な難問を抱えていることは間違いない。（写真も筆者）



ウイグル族の人たち（ホータンにて）



祝賀会場の一階食堂

同盟学寮の竣工祝賀会は十月十六日、東京・市谷仲之町の同学寮で行われた。古野家のご遺族・美智子さんから来賓、盟友会会長・藤井源七郎さんから学寮OB、現役寮生ら約百七十人が出席。素晴らしい新学寮の建設を盛大に祝った。



藤井盟友会会長から「記念植樹の目録」を受け取る犬養同盟育成会理事長

〔悲報〕

国枝 潔氏（時事通信社元宮崎支局長、元同盟通信社福岡支社員）応召。老衰のため九月十一日死去。九十三歳。喪主は長男、精一氏。自宅は福岡市城南区南片江二一―一五、アドバンスハイツ―一〇二。

長谷川 広栄氏（共同通信社元研修室長、元同盟通信社政経部員、元同盟学寮長）老衰のため九月二十三日死去。八十五歳。喪主は妻、陽子さん。自宅は平塚市真田五四七―七四。

柏木 年一氏（日本新聞協会元庶務担当主管、元同盟通信社バンク支局長）大腸がんのため九月三十日死去。八十三歳。喪主は長男、宗一氏。自宅は八千代市八千代台東二一九―一四。

新聞通信調査会と同盟クラブは十月十四日、東京・銀座の時事通信ホールで、評論家・東京家政大学名誉教授、樋口恵子氏による特別講演会を開いた。演題は「高齢化社会とメディア」。同調査会などによる特別講演会の開催は初めて。

目次（十一月号）

時代に対応した犯罪対策が急務……水谷 亨……………1
紙の新聞はなくなるか……権田 萬治……………4
「情報通信」でねじれる米欧関係……橋本 晃……………8
マスメ関連の裁判を見る(4)……佐藤 英雄……………12
新疆ウイグル自治区再訪記下)……増山栄太郎……………22
【メディア談話室】
読者と向き合う新聞へ……藤田 博司……………16
【プレスウオッチング】
『再編騒動』に揺れるプロ野球……池田 龍夫……………18
【放送時評】
『郵政民営化実現内閣』が発足……大森 幸男……………20
【海外情報】
①新聞の集中化進むオランダ……広瀬 英彦……………7
②中国都市部で読者減少の動き……木原 正博……………11
③岐路に立つW・テイズニ社……金山 勉……………15

定価一五〇円 一年分一五〇〇円(送料ととも)
発行所 財団法人 新聞通信調査会
〒一〇〇〇一 東京都港区虎ノ門一―五―一六
(晩翠ビル四階)
☎(〇三)三五九三―一〇八一(代)
振替口座〇〇二二〇一四―七三四六七番
印刷所 株式会社 太平印刷社
©新聞通信調査会2004